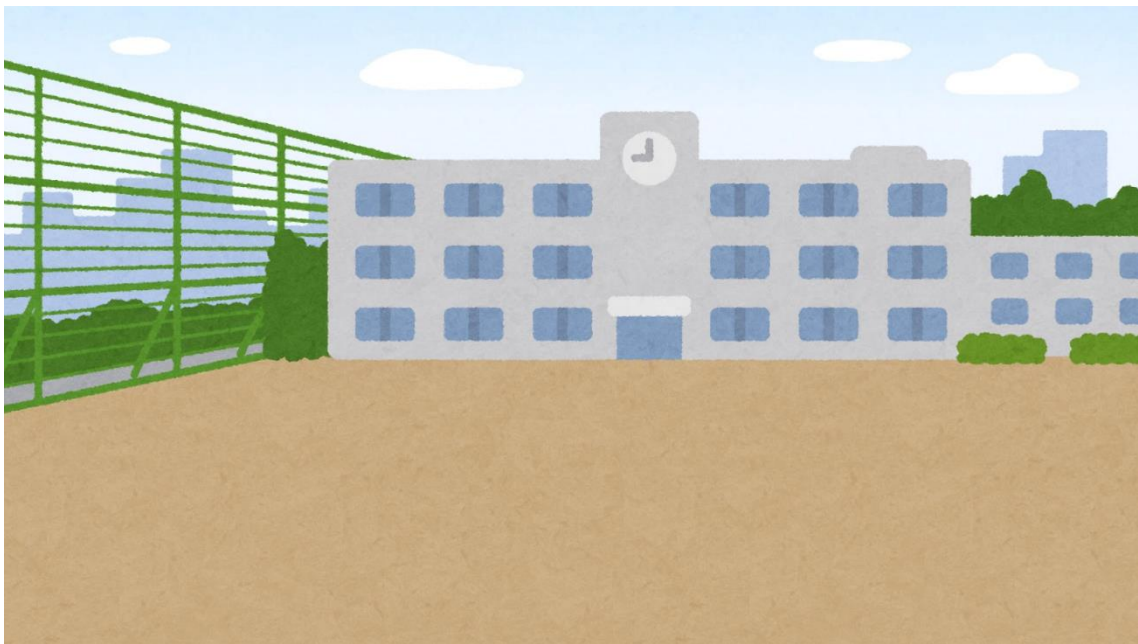


角田市廃校施設等利活用方針



令和3年10月



角田市

目 次

1. 方針策定の目的	1
2. 本方針の位置づけ	1
3. 検討対象施設	2
(1) 対象施設	2
(2) 施設位置図	3
4. 検討対象施設の現状	4
(1) 旧小田小学校	4
(2) 旧東根小学校	6
(3) 西根小学校	8
(4) 枝野小学校	10
(5) 藤尾小学校	12
5. 利活用に向けた課題	14
(1) 検討対象施設の利用状況	14
① 学校施設の開放	14
② 一時的な行政施設（避難所・投票所）としての利用	14
(2) 施設の老朽化・耐震化の状況	14
(3) 土地の状況	15
(4) 財産処分に当たっての留意事項等	16
6. 利活用に向けた方針	17
(1) 6つの利活用方法	17
① 地域による活用【長期的活用】	17
② 公共・公用施設として活用【長期的活用】	17
③ 民間事業者等による活用【長期的活用】	17
④ 除却等の実施	17
⑤ 暫定的利用【短期的活用】	17
⑥ 複合的利用	17
(2) 廃校施設等利活用における優先順位等	18
(3) 廃校施設等利活用を決定するための判断基準・留意事項等（例）	18
(4) 廃校施設等利活用の決定フロー	20
(5) 廃校施設等利活用の事務処理（各課等の役割分担）について	21
【巻末資料①】 その他施設の現状	23
【巻末資料②】 公立学校整備費補助金等に係る財産処分手続の概要	29

1. 方針策定の目的

角田市では、高度経済成長期の人口増加に対応するため、昭和40年代から50年代にかけて、小・中学校を木造から鉄筋コンクリート造へ改築しました。

しかし、児童・生徒数は、昭和31年度の8,092人をピークに下降の一途を辿り、昭和62年度に団塊ジュニア世代の就学を背景として4,841人まで持ち直したものの、その後は再び下降の一途を辿り、令和元年度には2,136人となり、昭和31年度の約4分の1、昭和62年度の約2分の1まで児童・生徒が減少しております。

角田市においては、教育環境の質的充実を図るためには、一定の学校規模が必要だという考えの下、平成17年9月に「角田市立学校施設整備の将来構想（以下「将来構想」という。）」を策定し、平成21年度に「西根中学校」を「北角田中学校」へ統合、平成23年度に「小田小学校」を「角田小学校」へ統合しました。

また、令和2年1月には、「将来構想」を抜本的に見直し、新たに「角田市学校の適正規模等に関する基本構想」を策定し、令和3年度に「東根小学校」を「桜小学校」へ統合したほか、令和4年度には「西根小学校」を「北郷小学校」、「金津中学校」を「角田中学校」へ統合、令和5年度には「枝野小学校」と「藤尾小学校」を再編し、「金津小学校」を新設（「金津中学校」を改修）することとしております。

小・中学校は、児童・生徒の教育のための施設であるだけでなく、防災、社会教育、地域の交流の場等、地域コミュニティの核として様々な場面で利用されてきたことから、地域住民の愛着も強く、その利活用についても強い関心を持っています。

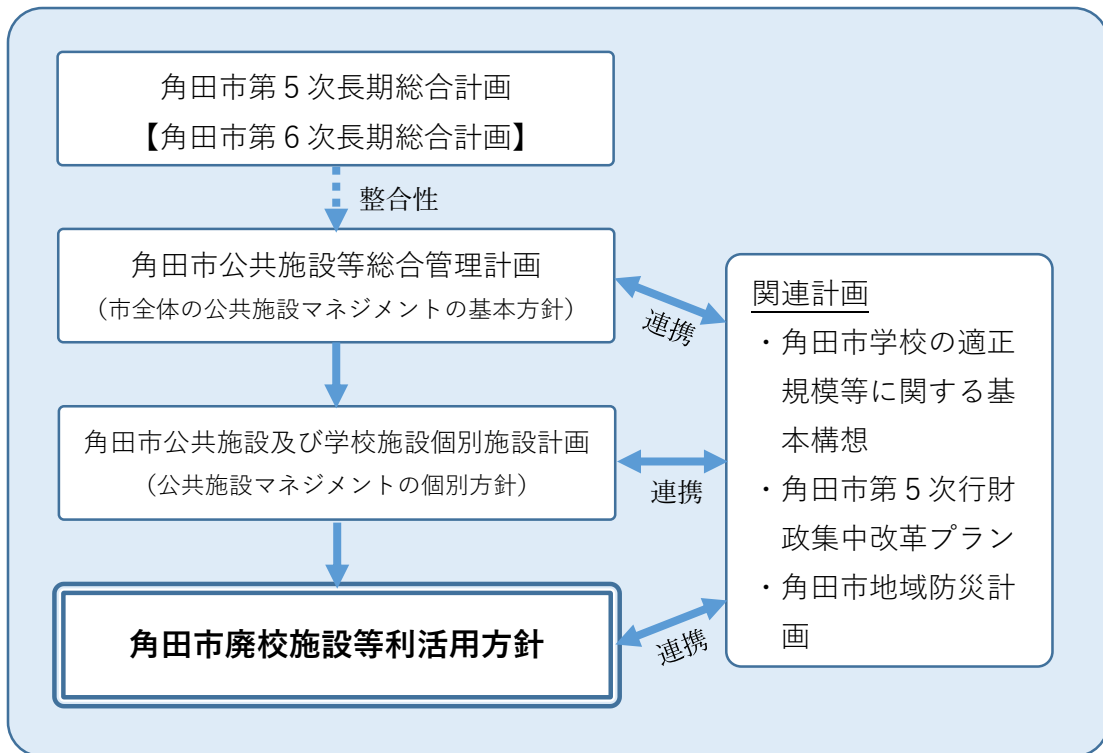
従って、廃校の利活用を考えるにあたっては、地域住民と対話し、合意形成を図りながら進める必要があるのはもとより、その意向を最大限尊重することが原則となることは勿論ですが、市全体のまちづくり、地域経済の発展、効率的な行財政運営等の観点から、同時に市民全体の利益に適うものとする必要もあると考えます。

このことから、廃校施設等の利活用に関する基本的な考え方を整理するとともに、利活用策を決定するための検討手順について詳らかにすることを目的として、「角田市公共施設等総合管理計画（平成29年3月策定）」及び「公共施設及び学校施設個別施設計画（令和3年3月策定）」と整合性を図りながら、本方針を定めるものです。

2. 本方針の位置づけ

この利活用方針は、市全体の公共施設マネジメントの基本方針として、「角田市公共施設等総合管理計画（平成29年3月策定）」及びその個別計画となる「公共施設及び学校施設個別施設計画（令和3年3月策定）」の下に位置づけるとともに、「角田市学校の適正規模等に関する基本構想（平成29年1月策定）」、「角田市第5次行財政集中改革プラン（令和3年3月策定）」、「角田市地域防災計画（平成26年3月策定）」等と連携を図りながら進めることとします。

【図】 角田市廃校等利活用方針の位置づけ



また、本方針については、廃校施設を中心とする利活用の基本的考え方等について、一定の方向性を示すものとなりますが、廃校施設以外の施設（以下「その他施設」という。）の利活用についても、本方針に準じて検討を進めるものとします（その他施設の現状については、p 23【巻末資料①】を参照のこと。）。

3. 検討対象施設

(1) 対象施設

既に供用廃止となっている小学校に加え、角田市学校の適正規模等に関する基本構想における第1次及び第2次行動計画により、統廃合が決定している小学校を対象とします（第3次行動計画構想において統廃合の構想が示されている小・中学校については、現時点において統廃合が確定してはいないことから、検討対象施設には含んでおりません。）。

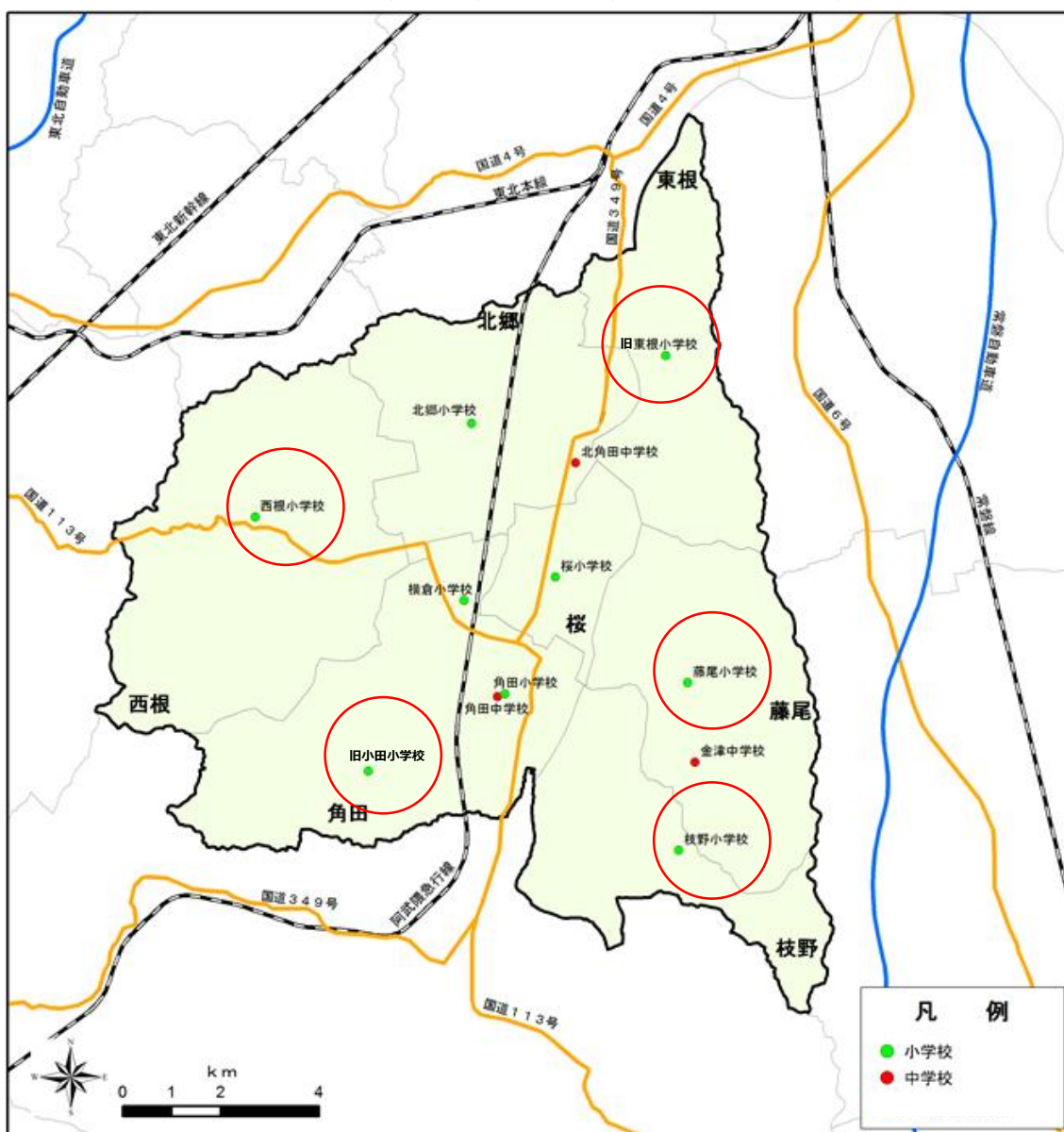
地 区	学校名	廃校日	統合先	備考
小田地区	旧小田小学校	平成23年 3月31日	角田小学校	一部使用済み (p.4)
東根地区	旧東根小学校	令和3年 3月31日	桜小学校	一部使用予定 あり(p.6)

西根地区	西根小学校	令和4年 3月31日	北郷小学校	
枝野地区	枝野小学校	令和5年 3月31日	金津小学校 (旧金津中学校)	
藤尾地区	藤尾小学校	〃	金津小学校 (旧金津中学校)	

※ 金津中学校については、令和4年3月31日で廃校となる予定ですが、令和5年4月1日より、藤尾小学校と枝野小学校を再編し、金津小学校へ転用するため、改修予定となっていることから、検討対象施設からは除外します。

(2) 施設位置図

【図】 廃校又は廃校予定施設（丸囲み）位置図（金津中学校を除く）



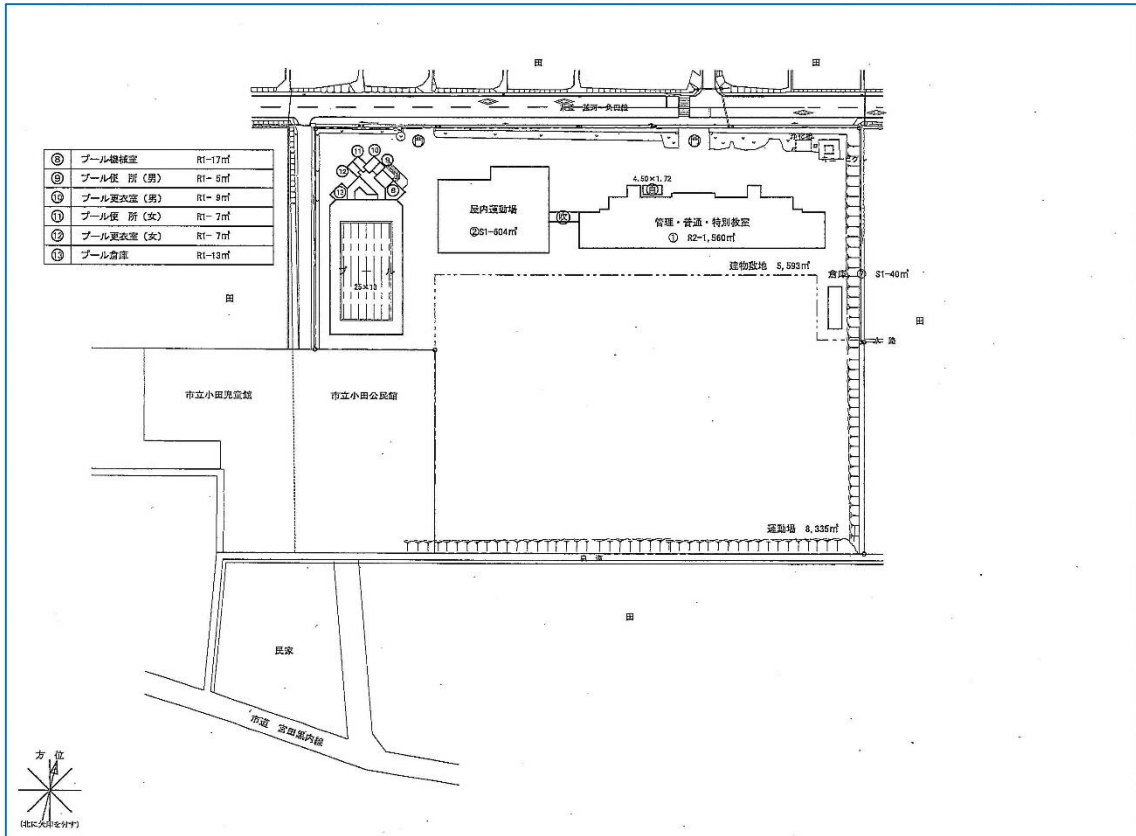
4. 検討対象施設の現状

(1) 旧小田小学校（～平成22年度で統廃合）

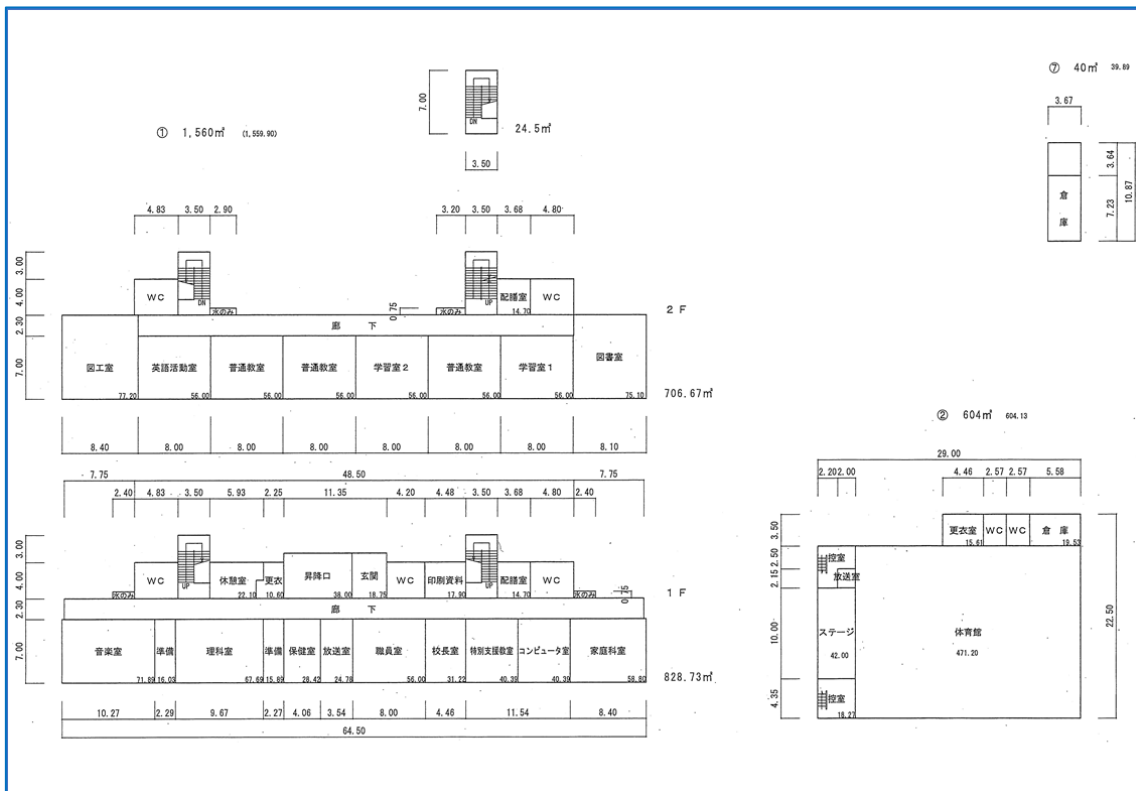


所在地	角田市小田字福田56番地1		
竣工年月	校舎：昭和56年3月 屋内運動場（体育館）：昭和56年3月		
構造	校舎：鉄筋コンクリート造2階建（耐用年数：60年） 屋内運動場（体育館）：鉄骨造（耐用年数：40年）		
用途地域	都市計画区域外		
面積	校舎：1,560㎡ 屋内運動場（体育館）：604㎡		
校地面積	12,417.87㎡		
耐震化	×	冷暖房	×
備考	※ <u>体育館については、自治センター(公民館)施設として使用中。</u>		

【図】校舎等の配置図



【図】校舎等の平面図



(2) 旧東根小学校（～令和2年度で統廃合）



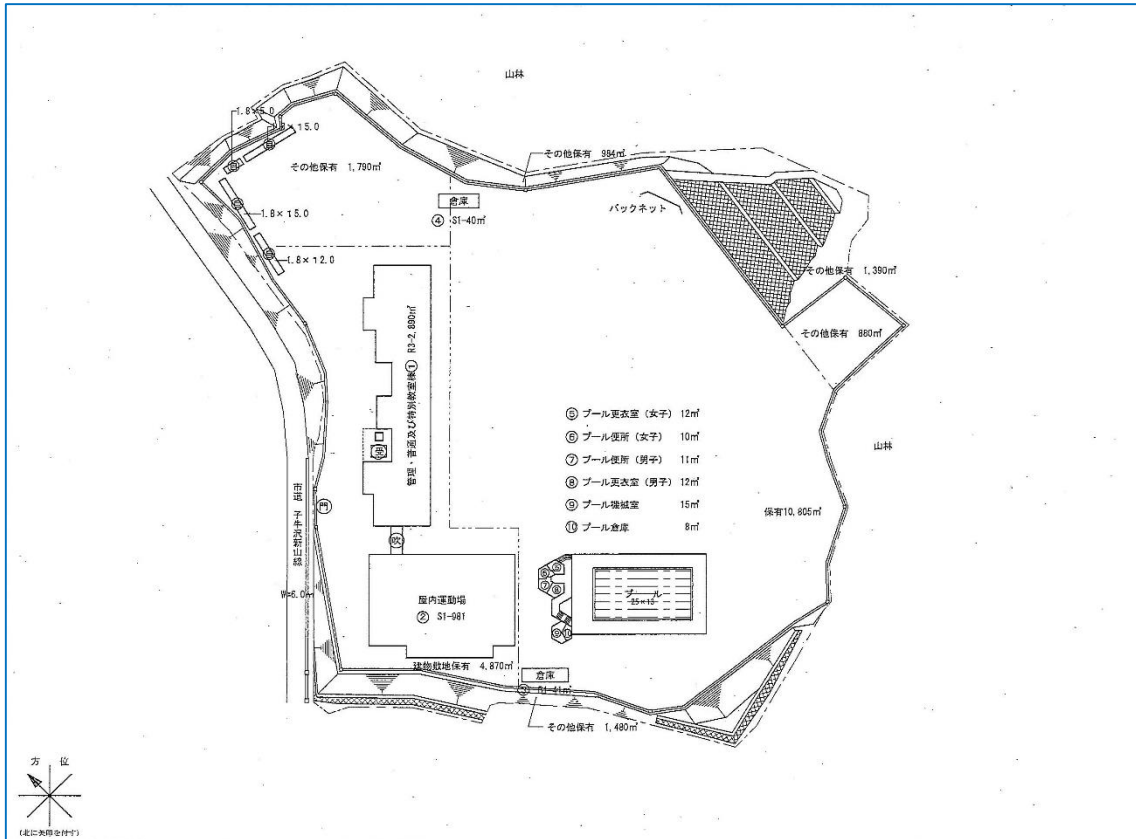
所在地	角田市平貫字前河2番地1		
竣工年月	校舎：昭和47年1月 屋内運動場（体育館）：昭和53年12月 特別教室：平成24年5月		
構造	校舎：鉄筋コンクリート造2階建（耐用年数：60年） 屋内運動場（体育館）：鉄骨造（耐用年数：40年） 特別教室：木造（耐用年数：22年）		
用途地域	都市計画区域外		
面積	校舎：1,238㎡ 屋内運動場（体育館）：688㎡ 特別教室：392㎡		
校地面積	11,455.07㎡		
耐震化	○（工事済等）	冷暖房	○
備考	※ <u>特別教室については、東根自治センターとして転用予定。</u>		

(3) 西根小学校 (～令和3年度で統廃合)

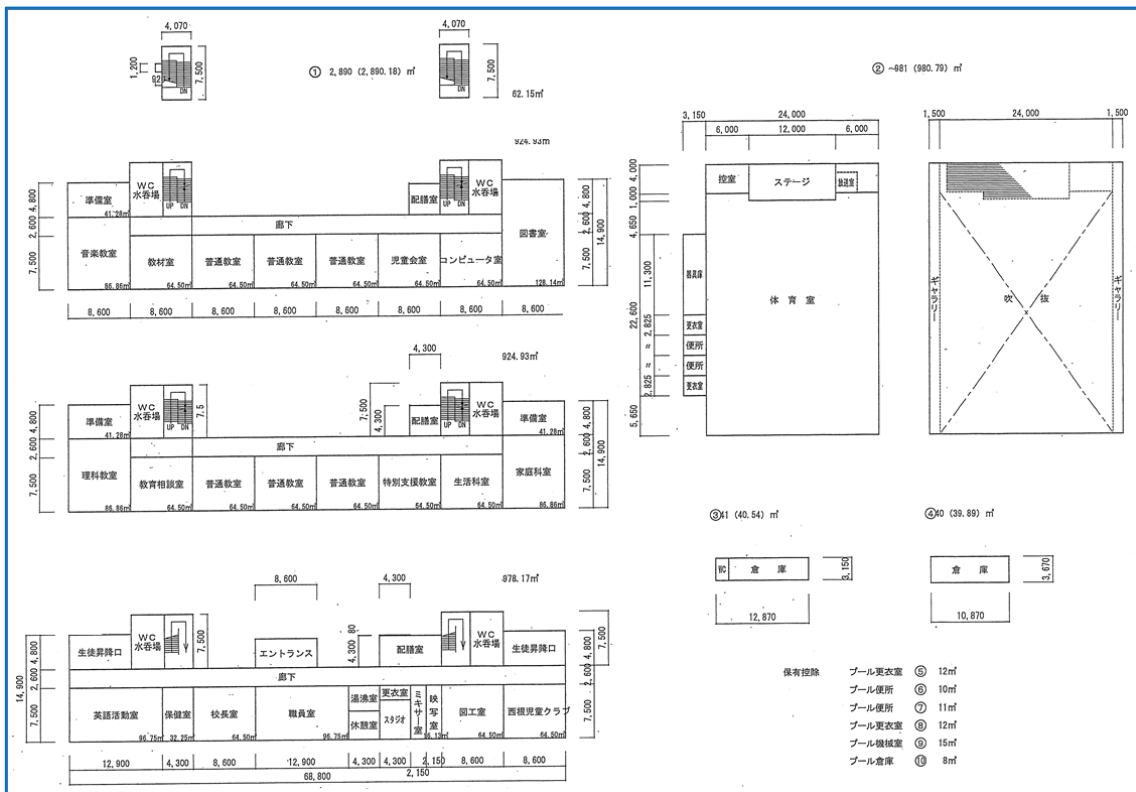


所在地	角田市高倉字打越32番地3		
竣工年月	校舎：昭和58年3月 屋内運動場（体育館）：昭和58年12月		
構造	校舎：鉄筋コンクリート造3階建（耐用年数：60年） 屋内運動場（体育館）：鉄骨造（耐用年数：40年）		
用途地域	都市計画区域外		
面積	校舎：2,890㎡ 屋内運動場（体育館）：981㎡		
校地面積	22,199㎡		
耐震化	○（新耐震基準）	冷暖房	○
備考			

【図】校舎等の配置図



【図】校舎等の平面図



(4) 枝野小学校 (～令和4年度で統廃合)



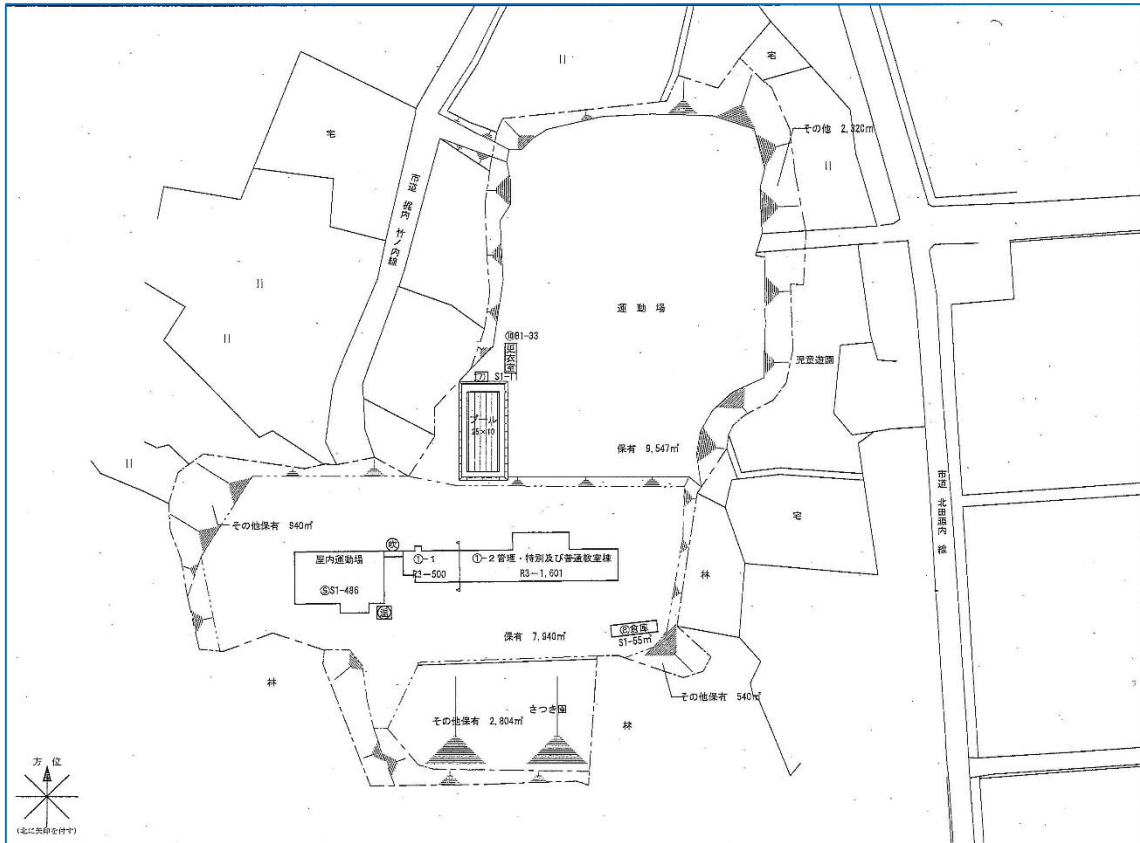
所在地	角田市島田字三口71番地		
竣工年月	校舎：昭和60年3月 屋内運動場（体育館）：昭和61年3月		
構造	校舎：鉄筋コンクリート造3階建（耐用年数：60年） 屋内運動場（体育館）：鉄骨造（耐用年数：40年）		
用途地域	都市計画区域外		
面積	校舎：2,359㎡ 屋内運動場（体育館）：825㎡		
校地面積	15,319.05㎡		
耐震化	○（新耐震基準）	冷暖房	○
備考			

(5) 藤尾小学校 (～令和4年度で統廃合)



所在地	角田市藤田字梶内51番地2		
竣工年月	校舎：昭和48年9月 屋内運動場（体育館）：昭和50年2月		
構造	校舎：鉄筋コンクリート造3階建（耐用年数：60年） 屋内運動場（体育館）：鉄骨造（耐用年数：40年）		
用途地域	都市計画区域外		
面積	校舎：2,101㎡ 屋内運動場（体育館）：486㎡		
校地面積	24,327.87㎡		
耐震化	○（工事済）	冷暖房	○
備考			

【図】校舎等の配置図



【図】校舎等の平面図



5. 活用に向けた課題

廃校施設等の利活用を進めるにあたっては、現在の施設の利用状況、老朽度、土地の状況（赤道・青道を含む）及び財産処分の有無等の課題を整理し、これに留意して進めることが重要となります。

（1）検討対象施設の利用状況

① 学校施設の開放

本市の学校施設については、社会体育の普及、幼児、児童の安全な遊び場確保や地域コミュニティの相互理解、親睦、世代間交流等を図るため、その一部を幼児、児童、生徒その他市民等へ開放しております。

従って、廃校施設等の利活用を検討するにあたっては、これまでの利用状況や代替施設の有無等を考慮する必要があるほか、これらの施設については、特に地域のスポーツ活動や地区民運動会等においても利用されていることから、地域コミュニティに対しても十分な配慮が必要となります。

② 一時的な行政施設（避難所・投票所等）としての利用

廃校施設等については、一時的な行政利用として、地震や水害等の災害から、市民の安心・安全を確保することを目的として、「角田市地域防災計画（平成26年3月策定）」に基づき、災害時の避難所（及び避難場所）として指定されているほか、選挙においては投票所として利用されている施設もあることから、その利活用を検討するにあたっては、庁内調整を行うことはもとより、場合によっては、地域コミュニティとの調整も行う必要があります。

（2）施設の老朽化・耐震化の状況

廃校施設等の老朽度については、「角田市公共施設及び学校施設個別施設計画（令和3年3月）」の策定にあたり、「構造躯体の健全性」と「構造躯体以外の健全性評価」の2つに分けて把握・評価しております。特に後者の構造躯体以外の健全性評価においては、劣化状況調査（旧小田小学校校舎を除く）を行った結果、西根小学校屋内運動場（49点）を除いては、概ね60点以上の評価（100点満点中）となっており、老朽度は概ね低いと判断されます。

また、旧小田小学校を除く廃校施設等のうち、昭和56年以前の旧耐震基準に基づき建築されているもの（藤尾小学校及び旧東根小学校）については、国の補助事業を活用し、躯体の耐震化を既に終えております。

いずれについても、次ページの「角田市学校施設個別施設計画（令和3年3月策定）」の抜粋を参照のこと。

【学校施設ごとの構造躯体の健全性評価】

□ : 築30年以上

基準年：令和2（2020）年

建物基本情報							構造躯体の健全性評価					
施設名	建物名	棟番号	構造	階数	延床面積 (㎡)	築年数	耐震安全性※2			長寿命化判定		
							基準	診断	補強	確認年度	コンクリート 圧縮強度 (N/㎡)	試算上の 区分
枝野小学校	校舎	010	RC	3	2,359	36	新	-	-	R1	-	長寿命
枝野小学校	屋内運動場	011	S	1	825	35	新	-	-	R1	-	長寿命
藤尾小学校	校舎	001	RC	3	2,101	47	旧	済	済	R1	27.3	長寿命
藤尾小学校	屋内運動場	009	S	1	486	46	旧	済	済	R1	-	長寿命
東根小学校	校舎	001	RC	2	1,238	49	旧	済	済	R1	20.1	長寿命
東根小学校	校舎(特別教室棟)	006	W	1	392	8	新	-	-	R1	-	長寿命
東根小学校	屋内運動場	005	S	1	688	42	旧	済	済	R1	-	長寿命
西根小学校	校舎	001	RC	3	2,890	38	新	-	-	R1	-	長寿命
西根小学校	屋内運動場	002	S	1	981	37	新	-	-	R1	-	長寿命

※1 耐震基準 昭和56(1981)年6月に建築基準法が改正されています。

※2 耐震安全性の診断の欄は、診断を行って「済」、行っていない「未」、耐震診断対象外を「-」とします。
そのうえで、耐震診断の補強の欄は、耐震補強が行われている場合は「済」、行われていない「未」、耐震診断の結果により耐震補強の対象外は「不要」とします。

【学校施設ごとの構造躯体以外の健全性評価】

□ : 築30年以上

基準年：令和2（2020）年

建物基本情報							構造躯体以外の健全性評価					
施設名	建物名	棟番号	構造	階数	延床面積 (㎡)	築年数	屋根・ 屋上	外壁	内部 仕上	電気 設備	機械 設備	健全度 (100点満点)
枝野小学校	屋内運動場	011	S	1	825	35	B	B	B	B	B	75
藤尾小学校	校舎	001	RC	3	2,101	47	B	B	B	A	A	81
藤尾小学校	屋内運動場	009	S	1	486	46	B	B	B	A	A	81
東根小学校	校舎	001	RC	2	1,238	49	B	B	B	A	A	81
東根小学校	校舎(特別教室棟)	006	W	1	392	8	B	B	A	A	A	91
東根小学校	屋内運動場	005	S	1	688	42	B	B	B	B	B	75
西根小学校	校舎	001	RC	3	2,890	38	B	B	C	B	A	65
西根小学校	屋内運動場	002	S	1	981	37	D	C	C	B	A	49

(令和3年3月「角田市学校施設個別施設計画」p.10、p.12より抜粋)

(3) 土地の状況

廃校施設等の利活用にあたっては、施設の状況のほか、土地の状況についても十分に把握しておく必要があります。場合によっては、利活用が大きく制限されることもあり得ることから、個別に調査し、課題を詳らかにしておくことが不可欠となります。

学校を建設した当時は、公共用地に対する意識が現在ほど高くはなかったことや、将来的に統廃合による跡地利用が議論されることを想定していなかったこと等により、地積・地目の錯誤や筆界未定地等が見られるほか、敷地の中に、民有地や国から譲与された法定外公共物（赤道・青道等）が存在している等、利活用に向けた大きな課題等となっております。

(4) 財産処分に当たっての留意事項等

国庫補助を受けて建設された学校施設について、処分制限期間(※₁)内に、転用、貸与、譲渡及び取壊し等を行う場合には、原則として、文部科学大臣の事前の承認を得るための財産処分の手続き(承認申請、大臣報告)が必要となります。

① 無償による財産処分の場合

無償による財産処分(無償転用、無償貸与、無償譲渡、取壊し)の場合、国庫補助事業完了後10年未満の財産処分においては、市町村合併計画に基づく財産処分や災害等による取壊し等の場合を除き、承認申請にあたり、残存価額に対する補助金相当額等(※₂)の国庫納付が必要となります。また、国庫補助事業完了後10年以上経過後の財産処分においては、大臣報告により、承認申請が不要となります。

② 有償による財産処分の場合

有償による財産処分(有償貸与、有償譲渡)の場合、国庫補助事業完了後10年未満の財産処分においては、承認申請にあたり、残存価額に対する補助金相当額等(※₂)の国庫納付が必要となります。また、国庫補助事業完了後10年以上経過後の財産処分においては、承認申請にあたり、学校の施設整備を目的とする基金を造成し、残存価額に対する補助金相当額等(※₂)以上の額を基金積立てした場合、国庫納付が不要となる等、承認の条件が異なっておりますので、注意が必要となります。

③ 承認手続(承認申請・大臣報告)が不要となる場合

処分制限期間を経過した場合は勿論のこと、内閣総理大臣による地域再生計画の認定を受けた財産処分等においては、承認手続自体が不要となります。

その他、財産処分を進めるにあたっては、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課「財産処分手続ハンドブック～財産処分手続の概要と事務手続上の留意事項～(平成31年3月)」のほか、p.29【巻末資料②】公立学校整備費補助金等に係る財産処分手続の概要等を参考にしながら手続を進めるものとします。

※₁ 耐用年数を勘案し、各省各庁の長が定める、長の承認無く処分ができない期間。

$$\text{※}_2 \text{ 補助額} \times \frac{\text{財産処分面積}}{\text{補助面積}} \times \frac{(\text{処分制限期間}-\text{経過年数}) \text{ 又は } \text{貸付年数}}{\text{処分制限期間}} \text{ 又は、}$$
$$\text{譲渡額又は貸付額総額} \times \frac{\text{財産処分面積}}{\text{譲渡面積又は貸付面積}} \times \text{補助率} \text{ のいずれか低い方。}$$

また、財産処分に当たっては、補助金だけでなく、起債においても、未償還残高があれば、繰上償還となる可能性がありますので、併せて注意が必要となります。

6. 利活用に向けた方針

利活用を進めるにあたっては、本市の極めて厳しい財政状況等を踏まえ、過大な市費を投じての施設改修等は原則行わないものとします（ただし、市費を投じた以上のリターンが見込める場合は、この限りではありません。）。

その上で、検討対象施設の利活用方法として、次の6つのカテゴリーに分類し、その決定の判断基準及びプロセス等を以下のとおりとします。

(1) 6つの利活用方法

① 地域による活用【長期的活用】

地域活動を支える地域コミュニティの場として、地域振興に寄与する事業の用に供するため、地域住民から活用の要望があったときは、事業内容を精査することを前提として、どの利活用方法よりも優先的に検討します。また、地域住民の意向として、地域以外の主体（行政、民間事業者や公共的団体（社会福祉法人、学校法人等）（以下、「民間事業者等」という。）による利活用の要望があった場合には、行政内部の調整や民間事業者等への働き掛け等を含め、積極的に検討するものとし

② 公共・公用施設として活用【長期的活用】

行政が地域の活性化や防災対策、また公用等の目的で実施する事業に要する施設としての活用を検討します。

③ 民間事業者等による活用【長期的活用】

市の課題解決や重要施策の実現等に寄与することに加え、地元の意向も最大限尊重することを前提として、民間事業者等の利活用によって地域の活性化や市全体の利益に適うと認められるものについては、売却や有償貸付等

④ 除却等の実施

廃校施設等の経年劣化により維持管理費等の増大が見込まれる一方で、最終的に利活用に結びつかない施設については除却し、更地となる跡地については、公共的な利用、又は、民間事業者等への売却や有償貸付等が可能か改めて検討

なお、老朽化の進行や災害等の状況によって、安全上の懸念がある施設については、利活用の検討を行うことなく、除却等の対応を取

⑤ 暫定的利用【短期的利用】

上記①～④のような長期的利用及び除却等の方針がまだ決定していない廃校施設等について、利用を希望する団体等がある場合は、暫定的な利用を許可する等、弾力的な利活用も認めるほか、一時的な行政施設（避難所・投票所等）として利活用する

ことも検討します。

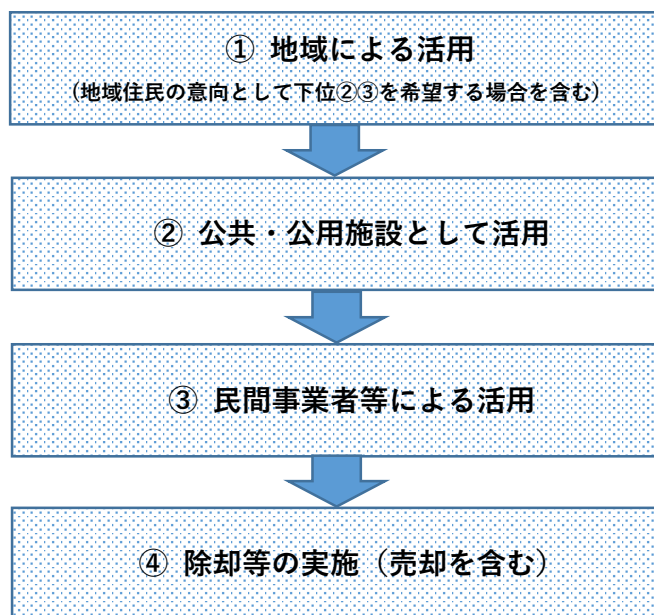
⑥ 複合的利用

廃校施設等については、上記①～⑤のうち複数の利活用方針に基づく、複合的利用を妨げるものではありません。例えば、屋内運動場（体育館）を公共施設のままとし、避難所や地域のスポーツ活動等で利用する一方で、校舎だけを民間事業者等へ売却や有償貸付する場合や災害時の避難所・避難場所として一時的に利用することを条件付けて、土地や建物を売却や有償貸付する場合等が考えられます。

(2) 廃校施設等利活用における優先順位等

長期的活用における優先順位は、原則として以下の順とします。

また、「① 地域による活用」については、地域住民による利活用だけでなく、地域住民の意向として、地域以外の主体による利活用（「② 公共・公用施設として活用」「③ 民間事業者等による活用」等）を希望した場合も含むものとします。



※ 上位の利活用意向が無い場合（又は上位の利活用意向を踏まえ）、下位の利活用を検討するものとします。

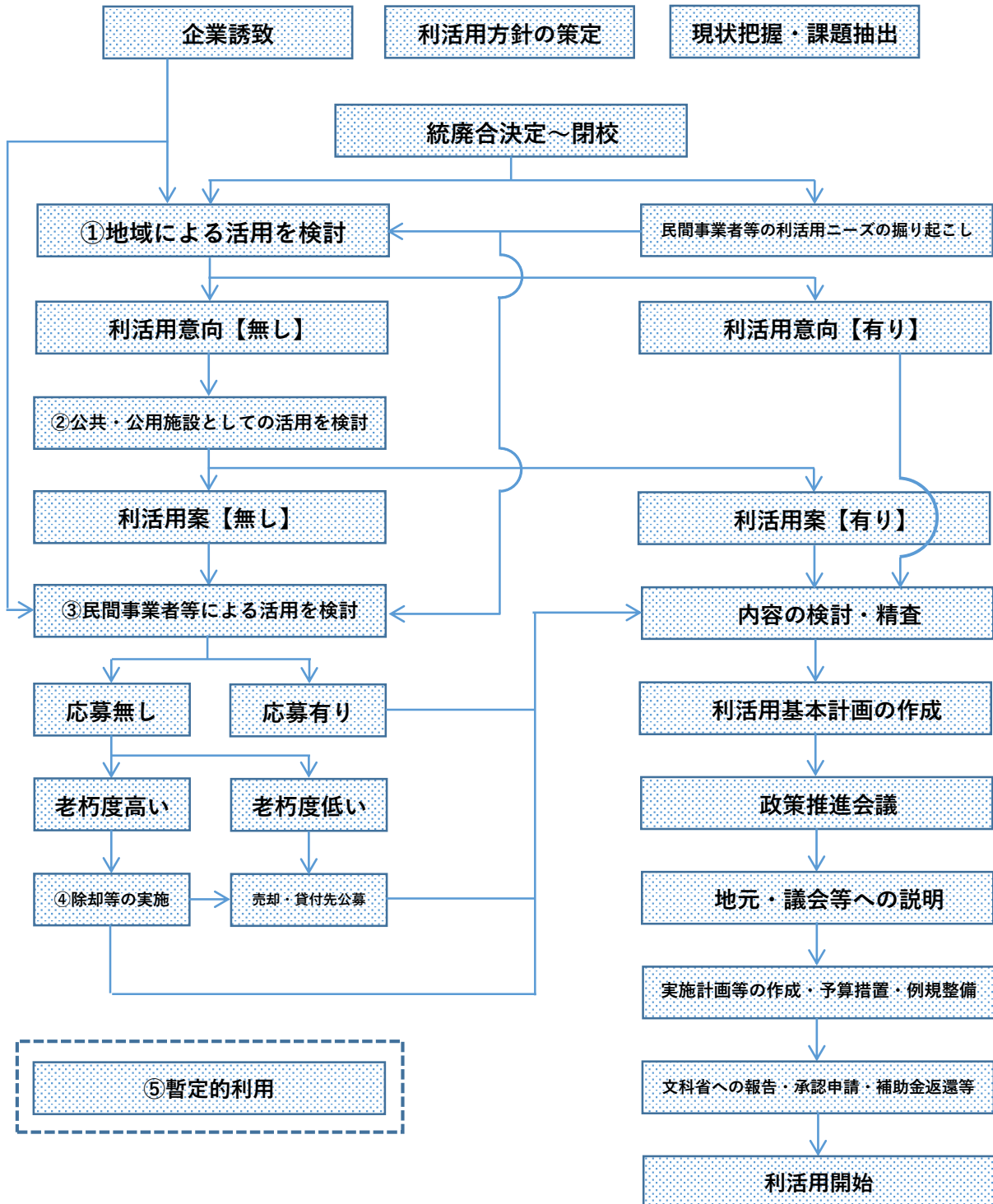
(3) 廃校施設等利活用を決定するための判断基準・留意事項等（例）

廃校施設等の利活用を決定するにあたっての判断基準・留意事項等の一例については、次のとおりとなります。

利活用方針	判断基準(□)・留意事項等(○)
① 地域による活用	□財源投入の妥当性（必要な場合）
	□地域以外の主体による利活用を希望(→以下②③へ)
	○貸付期間及び貸付料負担（徴す場合）の明確化
	○施設改修・維持管理経費負担（徴す場合）の明確化
② 公共・公用施設として活用	□施設設置の必要性
	□地元意向との適合性
	□財源投入の妥当性（施設等改修・除却・補助金返還等）
	□公共施設等総合管理計画及び個別施設計画との整合性
③ 民間事業者等による活用	□施設設置の必要性
	□地元意向との適合性
	□財源投入の妥当性（施設等改修・除却・補助金返還等）
	□売却・有償貸付等にあたり財産処分を要す
	○貸付期間及び貸付料負担の明確化
	○施設改修・維持管理経費負担の明確化
	○一時的な行政利用（避難所等）とする場合の同意
④ 除却等の実施	□施設の利活用の見込み無し
	□耐震性が無い又は施設の老朽度も高く保安上危険
	□売却・有償貸付等にあたり建物の除却が必要
	□除却・売却・有償貸付等にあたり財産処分を要す

(4) 廃校施設等利活用の決定フロー

どのようなプロセスで、利活用の意思決定を行っていくべきか、概ね次のとおり決定フローを定めるものとします。



(5) 廃校施設等利活用の事務処理（各課等の役割分担）について

廃校施設等の利活用にあたっては、全庁的な協力体制が不可欠となります。そこで、市全体の共通認識の上で適切に事務処理を進めるため、以下のとおり各課等において果たすべき役割等について示します。

段階	項目	具体的内容	時期	所管課
廃校施設等利活用に向けた準備	廃校施設等利活用方針の策定	施設状況、利活用の考え方、事務処理の流れ、各課等の役割、意思決定の方法等について、基本方針を定める。	令和3年10月	財政課（行財政改革係）
	現状の把握と課題の抽出	学校開放の状況、整備財源の確認、敷地の状況等の廃校施設利活用に制限が加わる可能性がある課題を抽出し、整理する。	原則閉校前から	教育総務課
	地元利活用意向調査等	廃校となる地域の地区振興協議会における協議、ワークショップの開催、アンケートの実施、先進地視察等を行う。	原則閉校前から	まちづくり政策課
	民間事業者等の利活用ニーズの掘り起こし	民間事業者等の利活用ニーズの掘り起こしに向け、マッチングイベントへの参加、個別企業への働き掛け、サウンディング型市場調査等を行う。	原則閉校前から	財政課（行財政改革係）
	企業誘致	企業誘致先として、廃校施設等を案内・紹介する。	原則閉校前から	商工観光課
	廃校施設等利活用基本計画の決定	地元、行政、民間事業者等の利活用意向について、方針に沿って検討した結果を政策推進会議に諮り、事業化の可否を決定する。	原則閉校後1年以内	財政課（行財政改革係） 所管課
行政財産としての活用	所管課の決定	行政財産として利活用が決定した場合、所管課を決定する。	原則閉校後1年以内	財政課（行財政改革係）
	実施計画等の策定	基本計画に基づき、具体的な事業内容を	基本計画決定後速やかに	所管課

		定め、実施計画等を策定する。		
	整備・運営の実施	決定された実施計画等に基づき、予算化・施設整備を行い、必要な例規整備を行った上で、運営管理を行う。	実施計画等に沿ったスケジュール	所管課
普通財産としての活用又は処分（民間事業者等による活用）	土地の権利関係等の整理	民有地の所有移転交渉、法定外公共物の用途廃止等を行う。	原則閉校後1年以内	総務課
	建物の解体・撤去	地元の意向を踏まえ、民間事業者等による活用の方針が決定した廃校施設等については、必要であれば建物の解体・撤去を行った上で、土地・建物の売却又は有償貸付を行う。	原則閉校後1年以内	総務課
	土地・建物の売却又は有償貸付		原則閉校後1年以内	総務課
暫定的活用	地域のスポーツ施設等として活用	主に屋内運動場やグラウンド等について、地域のスポーツ施設等として活用する。	原則正式活用まで	教育総務課 (生涯学習課)
	投票所・避難所として活用	代替施設が見つかるまでの間の利用を原則として、何らかの行政財産等として活用する。	原則正式活用まで	選挙管理委員会 防災安全課
	維持管理	正式な利活用方針が定まるまでの間、最小限度の経費で所要の維持管理を行う。	原則正式活用まで	総務課 教育総務課
共通事項	財産処分	文部科学省へ財産処分の報告、承認申請、補助金返還等（基金を造成し、当該基金への積立も含む。）	基本計画決定後	教育総務課
	起債の繰上償還	財産処分に伴い、補助金返還等を行う場合において、起債の残債があれば、繰上償還を行う。	基本計画決定後	財政課(財政係)
	地域再生計画の策定	地域再生計画を策定し、内閣総理大臣の認定を受けることにより、財産処分の手続きが不要となる。	必要に応じて策定	所管課 まちづくり政策課 財政課(行財政改革係)

【巻末資料①】 その他施設の現状

(1) 旧枝野幼稚園（～令和2年度で廃止）



所在地	角田市島田字三口71番地		
竣工年度	昭和37年度（旧枝野小特別教室建築）→ 昭和45年度開園		
建物構造	木造平屋建（耐用年数：22年）		
用途地域	都市計画区域外		
面積	建物：235.77㎡、敷地：613㎡		
耐震化	×	冷暖房	○（エアコン）
備考			

【図】 建物等の配置図

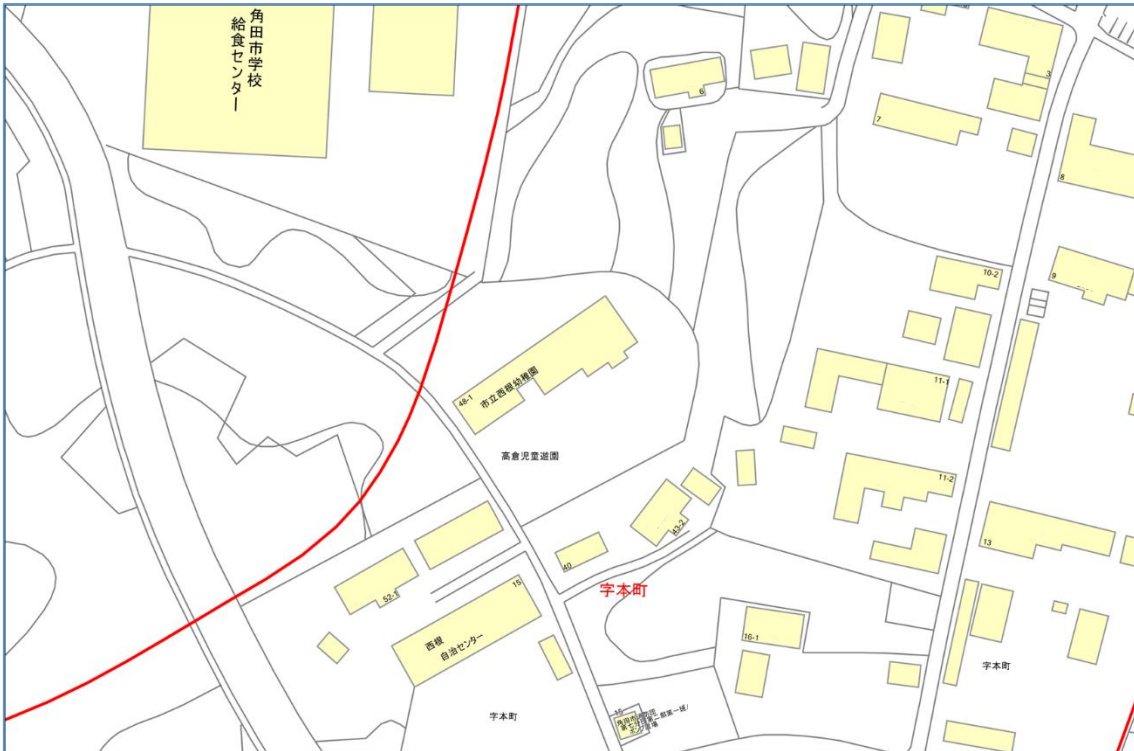


(2) 旧西根幼稚園 (～令和2年度で廃止)



所在地	角田市高倉字本町48番地1		
竣工年度	昭和54年度(旧西根児童館建築) → 平成5年度移転		
建物構造	木造平屋建(耐用年数: 22年)		
用途地域	都市計画区域外		
面積	建物: 299.65 m ² 、敷地: 3,333 m ²		
耐震化	×	冷暖房	○(エアコン)
備考			

【図】 建物の配置図



(3) 旧小田児童館（～令和2年度で廃止）



所在地	角田市小田字福田82番地		
竣工年度	昭和54年度		
建物構造	木造平屋建（耐用年数：22年）		
用途地域	都市計画区域外		
面積	建物：216.27㎡、敷地：1,509㎡		
耐震化	×	冷暖房	○（エアコン）
備考	※ 建物は普通財産（総務課）、敷地は行政財産（まちづくり政策課）となっており、現時点において再活用の予定は無く、施設の老朽化等も踏まえ、将来的に解体する方向性。		

【図】建物等の配置図



(4) 旧金津児童センター（～令和2年度で廃止）



所在地	角田市尾山字五反田315番地		
竣工年度	昭和53年度		
建物構造	鉄筋コンクリート造平屋建（耐用年数：47年）		
用途地域	都市計画区域外		
面積	建物：396.34㎡、敷地：2,025㎡		
耐震化	○（工事済）	冷暖房	○（エアコン）
備考	※ 建物・敷地ともに普通財産（総務課）となっており、現時点において再活用の予定は無く、施設の老朽化等も踏まえ、将来的に解体する方向性。		

【図】 建物等の配置図

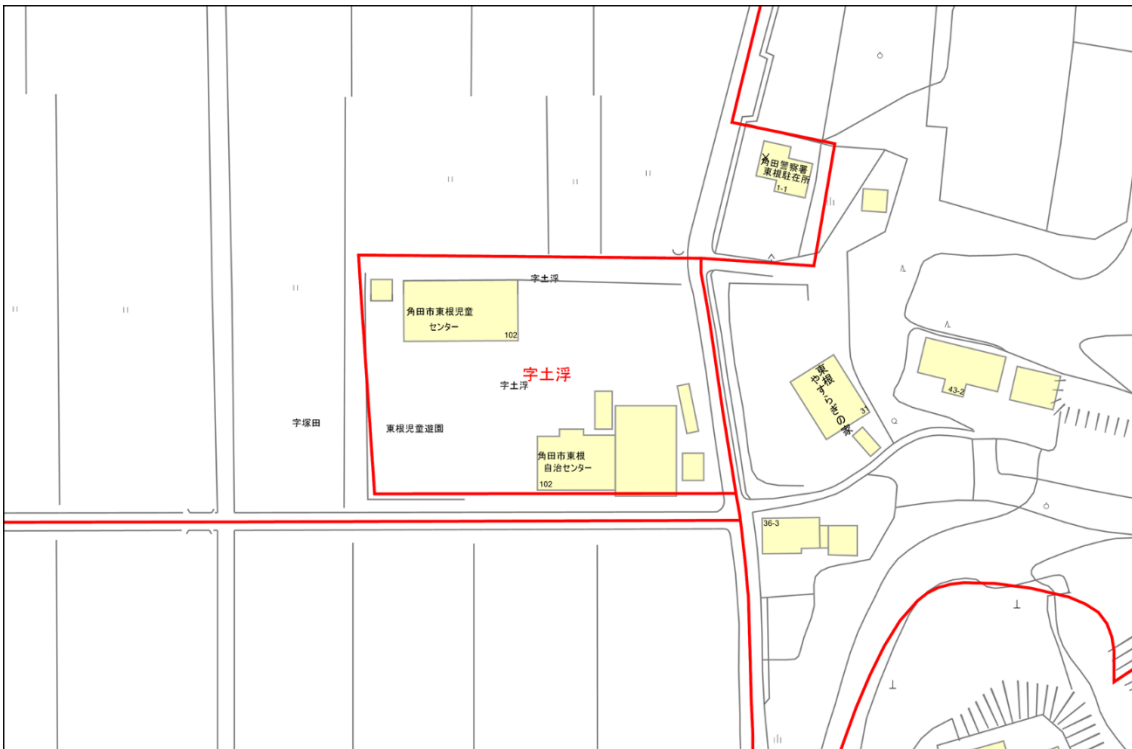


(5) 旧東根児童センター（～令和2年度末で廃止）



所在地	角田市平貫字土浮102番地		
竣工年度	昭和58年度		
建物構造	木造平屋建（耐用年数：22年）		
用途地域	都市計画区域外		
面積	建物：333.88㎡、敷地：2,582.18㎡		
耐震化	○（新耐震基準）	冷暖房	○（エアコン）
備考	※ 建物・敷地ともに普通財産（総務課）となっており、現時点において再活用の予定は無く、施設の老朽化等も踏まえ、将来的に解体する方向性。		

【図】建物等の配置図



(6) 上記以外の児童館・児童センターについて

令和2年度末で供用廃止となった児童館・児童センターのうち、旧横倉児童館、旧藤尾荒町児童館、旧桜児童センター、旧北郷児童センターについては、利活用の方向性が既に決定していることから、検討対象施設としては除外しています。

施設名	利活用
旧横倉児童館	令和3年度より、教育総務課の行政財産（公用施設）として、「子どもの心のケアハウス（C o c oはうすかくだ）」として活用。
旧藤尾荒町児童館	建物・敷地ともに、総務課の普通財産となっており、藤尾4区行政区が引き続き、藤尾4区集会所として活用。
旧桜児童センター	建物・敷地ともに、まちづくり政策課の行政財産となっており、令和4年4月に向け、桜自治センターとして活用するため、移転準備を進めている（旧桜自治センターは付帯施設として活用予定）。
旧北郷児童センター	建物・敷地ともに、まちづくり政策課の行政財産となっており、令和4年4月に向け、北郷自治センターとして活用するため、移転準備を進めている。

